# 国際捜査共助等に関する法律に関する書式例 （昭和五十五年国家公安委員会規則第四号）

国際捜査共助等に関する法律に規定する処分及び調査のための措置に関して作成する書類は、別記様式第一号から第三十二号までによるものとする。

# 附　則

この規則は、昭和五十五年十月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月二一日国家公安委員会規則第二二号）

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

# 附則（平成一六年六月二五日国家公安委員会規則第一三号）

この規則は、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年六月二十九日）から施行する。

# 附則（平成二四年六月二一日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月二十二日）から施行する。

# 附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

##### １

この規則は、令和元年七月一日から施行する。